

## 国民健康保険財政安定化基金の用途の拡大について

- R3年6月「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、都道府県の財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与された（R4年4月施行）。※別紙1参照
- この改正により、急激な医療費の上昇や、前期高齢者交付金の精算等により、納付金額が短期間で著しく変動し、計画的な保険料設定が困難なケースに備え、必要な調整財源を確保することが可能となった。

### <制度改正後の財政安定化基金の用途>

区 分	使 途	備考	長野県における現在残高（億円）
財政安定化基金事業	県全体の給付増や、市町村での保険料収納不足が生じた場合等に、 <u>県に対する貸与や、市町村に対する貸付・交付</u> を行う		32.4
特例基金事業 （激変緩和分）	<u>H30の制度改正に伴う保険料水準の著しい上昇を抑制</u> するため交付を行う（R5年度までの間）		0 （H30・R1で全額活用済）
特例基金事業 （財政基盤強化分）	<u>保険者努力支援制度の実施のため交付</u> （支援交付金の財源としてあらかじめ <u>国から県に配分、国の指示で取り崩し</u> ） （R5年度までの間）		5.5
財政調整事業	剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇が見込まれる際の納付金の上昇を抑えるなど、必要な場合に取り崩して県国保特会に繰入れ	新設	

# 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

別紙1

(令和3年法律第66号)

## 改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。

## 改正の概要

### 1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合、複数世帯の場合、後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

(2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

### 2. 子ども・子育て支援の拡充

(1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

### 3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくり・重症化予防の強化)

○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

① 労働安全衛生法等による健診の情報被保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

### 4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 等

## 施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、

2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日(令和3年6月11日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)1

## 財政安定化基金使途拡大による国保運営方針の変更について

### 1 検討事項

新設される財政安定化基金（財政調整事業分）のために、国保運営方針の改定を行うか。

### 2 経緯

法改正により、都道府県の財政安定化基金に年度間財政調整機能が付与される。

本体・特例基金とは区別経理する必要があり、特例基金を活用とする国保運営方針の記載と齟齬が生じる。

#### ○長野県国民健康保険運営方針（P16）

##### （4）財政安定化基金

##### ア 財政安定化基金の活用

県に設置する財政安定化基金は、県全体の給付増や、市町村での保険料収納不足による財源不足が生じた場合等に、一般会計からの財政補填を行う必要がないよう、県に対する貸付や市町村に対する貸付・交付に活用します。また、決算剰余金等の留保財源の積立金（特例基金に積み立てる場合に限る）等を財源とし、納付金の年度間平準等に活用します。

#### ○国「財政調整事業の取扱いに関するQ & Aについて（令和3年9月15日）」

問4 財政調整事業を行う場合、その前に国民健康保険運営方針についても改定する必要があるか。

（答）

国民健康保険運営方針は、都道府県とその県内の各市町村が一体となって、財政運営等を共通認識の下で実施するために定める必要があり、財政調整事業を行う場合には、その旨を運営方針に定めることが望ましいです。

なお、運営方針の期間を3年と設定している等、財政調整事業開始前に運営方針の改定の機会が無いことも想定されますが、必ずしも事業開始前に運営方針を改定してその旨を定める必要はなく、まず条例に基づき事業を開始した上で、次の運営方針の改定の機会に定めることも考えられます。

### 3 県の考え方

新設される財政調整事業の趣旨は納付金の年度間平準化であり、国保運営方針の趣旨と同様である。

そのため、国保運営方針については、今後大きな制度改正が行われた場合、又は次期改定時（令和5年度）に記載を変更したい。